

## 照姫まつり公式サイト・広告協賛バナー取扱い要項

照姫まつり公式サイト（<http://terudhime-matsuri.com/>）では、広告協賛バナーの掲載申込みを受け付けています。ご希望の方は以下をご参照の上、問い合わせ先までご連絡ください。

### 1．バナーの掲載場所

掲載場所は、照姫まつり公式サイトトップページの下部の指定枠内です。

### 2．掲載期間

暦年単位で掲載申込みを受け付けます。（1月～12月）

年の途中からお申し込みの場合、12月までが掲載期間の最長となります。

毎年継続のお申込みが可能です。

### 3．掲載費用（広告協賛金）

一月につき 4,000 円（申込者が練馬区観光協会会員の場合は 3,000 円）

### 4．費用のご請求・お支払

バナー掲載後、お申込みの掲載月数分の掲載費用を一括してご請求します。

ご請求到着から 30 日以内に、指定口座に手数料を負担の上でお振込みください。

### 5．バナーの規格等

バナー画像サイズ 幅 120 ピクセル × 高さ 60 ピクセル

ファイル形式 JPEG 形式または GIF 形式

バナー画像は申込者でご用意ください。

### 6．掲載をお断りする場合について

バナーおよびバナーからリンクするサイトが、つぎのいずれかに該当すると照姫まつり推進協議会が判断した場合、掲載をお断りすることがあります。

公序良俗に反するもの、差別・偏見等を助長する恐れのあるもの

照姫まつり公式サイトの品位を損なう等、掲載がふさわしくないと認めたもの

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に掲げる営業に該当するもの

政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝および求人広告に関するもの

法令による広告規制および業界団体等の自主規制に反するもの

申込者以外の第三者の権利を侵害する恐れのあるもの

バナーのリンク先サイトに問い合わせ先が明らかでないもの

### 7．掲載に関する問い合わせ

まずは、下記アドレスへお問い合わせメールをお願いします。担当者から速やかにご連絡いたします。

掲載の申込みに必要な「掲載申込書」のご請求も同様をお願いいたします。

照姫まつりバナー担当メール：[kanko@city.nerima.tokyo.jp](mailto:kanko@city.nerima.tokyo.jp)

照姫まつり公式サイト・広告協賛バナー掲載申込書

照姫まつり公式サイト( <http://teruhime-matsuri.com/> )への広告協賛バナー掲載を申し込みます。  
掲載決定後、指定規格のバナー画像を別途提出します。

掲載日以降、貴会から請求があった日から 30 日以内に掲載費用を支払います。

申込日	平成 年 月 日	
申込者	所在地	〒 -
	名称・屋号	
	担当者氏名	
	担当者電話	
	担当者メール	
掲載バナー	掲載決定後、別途データで提供します。	
バナーリンク先	http://	
掲載申込期間	平成 年 月 から 月末まで ( 暦年更新のため最長で 12 月末までとなります。 )	
新規・継続の別 いずれか○印	1 . 新規申込み 2 . 継続申込み	
事務局整理欄	練馬区観光協会会員 該当 / 非該当	( 3000 / 4000 ) × 掲載 月 掲載料 円

<お申込みに当たって>

1 . 掲載費用 ( 広告協賛金 )

一か月につき 4,000 円 ( 練馬区観光協会会員は 3,000 円 ) です。

2 . バナーの規格等

幅 1 2 0 ピクセル×高さ 8 0 ピクセルの JPEG 形式または GIF 形式の画像とします。

画像は、申込者をご用意ください。

3 . 掲載をお断りする場合について

次ページ記載の条件に該当する場合は、掲載をお断りすることがあります。

4 . 問い合わせ先・申し込み先

照姫まつりバナー担当 ( 練馬区観光協会事務局内 ) まで。申し込みはファクス受付可。

メール : [kanko@city.nerima.tokyo.jp](mailto:kanko@city.nerima.tokyo.jp)

電 話 : 03 ( 5984 ) 1032 F A X : 03 ( 5984 ) 1902

<掲載をお断りする場合について>

バナーおよびバナーからリンクするサイトについて、つぎのいずれかに該当すると照姫まつり推進協議会が判断した場合、掲載をお断りすることがあります。

公序良俗に反するもの、差別・偏見等を助長する恐れのあるもの

照姫まつり公式サイトの商品性を損なう等、掲載がふさわしくないと認めたもの

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に掲げる営業に該当するもの

政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝および求人広告に関するもの

法令による広告規制および業界団体等の自主規制に反するもの

申込者以外の第三者の権利を侵害する恐れのあるもの

バナーのリンク先サイトに問い合わせ先が明らかでないもの